

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2022年11月22日
東村山市議会議長 あて

議席番号 23番
質問者 山田 たか子

記

1. 生活保護行政は市の人権尊重をうつつし出す鏡

～対応にあたられている職員の人権保障も一体に

物価高騰が止まらない状況で、生活保護制度を利用されている方の生活は一層深刻さを増している。最後のセーフティーネットである生活保護制度の利用は市民の権利であり、それを支えることが市の大切なしごとである。また、様々な理由で困難を抱えられている方の人権を守るためには、対応にあたられる職員の働き方の見直しも重要だ。市が「人権週間」として人権尊重を大きく打ち出したいま、市民の意識を高める先頭に立っていただくことを求め、以下伺う。

1) 生活保護ケースワーカー職員について

- ①利用世帯80世帯に対し、ケースワーカーを1人とする国の標準と比較して、当市のケースワーカー担当者の平均世帯数は、経年でも106件前後とほぼ横ばいとなっている。利用者個々の困難性の複雑化が顕著となる現在、個々に応じた支援をするためには、担当件数を減らすことは避けられないと考えるがいかがか。
- ②支援員との連携で分業したことにより、綿密な情報共有は欠かせないと思う。その時間確保できているのか。
- ③ケースワーカーの研修内容、新しい方の育成支援方法と、人事異動や退職等に生じる業務の引継ぎ方法を伺う。
- ④ケースワーカーには社会福祉や人権尊重など、高度な専門知識や技術が必要であり、専門職の採用が必要と考える。これまでの専門職採用検討の有無と、現在の状況に至っている理由を伺う。

- 2) 現在、利用者への定期訪問はどのように行われているのか。頻度と内容の状況を伺う。
- 3) 「扶養照会は義務ではない」とされているが、相談時や生活保護利用開始時、他自治体からの転入時やその他、当市がおこなっている扶養照会の実施状況を伺う。また、扶養照会を実施した件数に対し、扶養に至った件数を伺う。
- 4) 生活保護のしおりについて
 - ①見直しの度に改善していただいているが、現在の見直し検討状況を伺う。
 - ②窓口や市の公共施設、ホームページでも、しおりを身近なものとして「誰もが手に取れるようにすべき」と、これまでも求めてきた。検討状況を伺う。
- 5) 生活保護バッシングが繰り返されるなかで、生活に困窮する人が保護の申請をためらい、孤立死や心中に至るなどの悲惨な事件が起きている。決して行政として加担するようなことがあってはならないと考える。憲法第25条をもっと前面に出し「生活保護の利用は権利である」と周知すべきと考えるが、いかがか。
- 6) 2013年からの生活保護費削減違法判決が下され、生活保護基準は「健康で文化的な最低限度の生活を維持するために十分でなければならない」と指摘されている。国として、削減前の水準に戻す必要性は不可欠であると考えているが、物価高騰・光熱費高騰に対する支援は急務である。判決に対する市の見解と、現在、市が利用者の支援として検討していることがあれば伺う。

2. 多様な性が尊重され誰もが自分らしく生きられる社会の実現へ

～実践に向けた取組と課題に向き合いながら

1人ひとりの顔や性格が違うように性のあり方も様々であり、多様性を尊重し、認め合うことは「誰一人取り残さない」「ジェンダー平等」社会の実現に向けた大切な取組である。11月1日、東京都パートナーシップ宣誓制度が開始した。夫婦・家族のかたちはさまざまであり、現状では婚姻関係が結べないパートナー同士の方々にとって、権利保障の一步前進となった。しかしまだまだ、理解と周知はこれから。すべての人が個人として尊重され、自分らしく生きられる社会へ、国や都を動かしていくために、当事者に一番身近な市は大きな役割を担っている。一つ一つの課題解決を早急に進めていただくことを求め、以下伺う。

- 1) 東京都パートナーシップ宣誓制度についての説明を求める。

- 2) 1) について、市へ相談が寄せられているのか、相談件数を伺う。
- 3) 1) を受け、市の見解と今後の市の取組を伺う。
- 4) 東村山市男女共同参画市民宣言に期待することと、市が取り組むべき課題と役割を伺う。
- 5) 多様な性に関する教育現場での取組と課題を伺う。
- 6) 多様な性が尊重される社会の実現に向け、市長の見解を伺う。

3. 統一協会の被害者救済の対応について

市内にも統一協会の拠点を複数有しており、被害を受けている市民が少なからずいることと推測される。身近で頼れる市に、相談窓口がある安心が必要と考えるが、見解を伺う。